

岐阜市福障第52号
令和2年4月10日

指定障害児通所支援事業所 運営法人代表者 様

岐阜市福祉部長

岐阜市における「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」に係る
障害児通所支援事業所への休業の要請について(依頼)

日ごろは、本市の障がい福祉行政に対し、御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、令和2年4月10日に岐阜県において「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」が行われ、岐阜市においても同日、「新型コロナウイルス感染症非常事態」を宣言いたしました。

このことに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、指定障害児通所支援事業所に対しまして、4月13日（月）から5月6日（水）までの休業を要請いたします。

具体的には、令和2年4月10日付け障第101号「岐阜県における「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」に係る障害児通所支援事業所への休業の要請について」に基づく臨時休業等の対応を要請いたします。

なお、医療従事者や警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方※やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の児童に対しては、療育の場の確保が必要であることから、こうした方々を継続して受け入れる体制をとっていただくよう要請します。

また、こうした利用者のため、事業を縮小等して継続する事業所に対しましては、感染拡大防止のため、岐阜市として下記のように要請いたします。

記

- 送迎の際の「密閉」「密集」「密接」を避けるため、事業所による送迎を自粛し、保護者等による送迎等とすること。
- 5月6日（水）までの期間において、複数の事業所間の新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、1人の利用者が利用する事業所が1か所となるよう事業所間での調整につとめること。

※令和2年3月28日付「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」をご参照ください。

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
岐阜市福祉事務所障がい福祉課 指導係 支援係 相談係
TEL : 058-214-2136(直通)
FAX : 058-265-7613
E-mail : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp